

# 印西市立図書館 資料選定基準

印西市立図書館資料収集要領に基づいた資料収集を行なうため、資料別の選定基準に関して必要な事項を定めるものとする。

## 1. 図書

- (1) 中立かつ公平な立場に立って選書を行い、図書館職員や一部の限られた利用者の個人的な関心及び嗜好によって収集が偏らないよう注意する。
- (2) 改訂、増補等により一部でも内容に違いがある場合は、別の資料として扱う。
- (3) 付録にVTやDVDなど映像資料がついているものは、貸出許可されているもの以外は原則として収集しない。
- (4) 切り抜き、抜き取り、組み立て、書き込みを目的として編集された、共同利用に適さないとと思われる資料は原則として収集しない。
- (5) 著しく耐久性に欠けるものは収集しない。
- (6) 暴力や性的な描写が著しいものや、違法行為を助長・煽動するような内容の資料は収集しない。
- (7) 使用目的が短い期間で限定されている資料は収集しない。
- (8) 資格試験および学習用参考書、問題集などは収集しない。
- (9) 高額な資料の収集については十分に検討する。

### 1-1. 一般書

一般書は、市民各層からの多様な要求に応えるため、各分野にわたる網羅的で、かつバランスのとれた収集を心掛ける。

#### 1-1-1. 総記(分類:000~099)

- (1) 総記は、入門書、概説書を中心に収集する。中でも、情報科学はできる限り最新のものを収集する。
- (2) 図書館学資料は、入門書、概説書および基本的な専門書を中心に収集し、必要以上には収集しない。

#### 1-1-2. 哲学・宗教(分類:100~199)

- (1) 哲学・心理学・倫理学については、各分野ごとに基本的な入門書、概説書を中心に収集する。また、人生訓等は、一般的に関心の高い著作を厳選して収集する。
- (2) 超心理学・易占は、学術的な立場から記述された解説書、概説書を中心に収集する。娯楽性の高いものは、厳選して収集する。
- (3) 宗教については、学説史、宗教史のほか、代表的な宗派の主要なものの概説書を収集する。

#### 1-1-3. 歴史・地理(分類:200~299)

- (1) 歴史については、内容の正確な入門書から、基本的な専門書まで収集する。
- (2) 伝記は、日本および外国の各分野の代表的人物について記載されたものを中心に収集する。
- (3) 地理・地誌・紀行は、日本および外国の基本的なものを収集する。

- (4) 地図・旅行案内は、信頼性の高いものを収集する。とくに、代表的な都市・観光地のものには出来る限り最新のものを収集する。

#### 1-1-4.社会科学(分類:300~399)

- (1) 社会事情・社会評論・社会思想については、入門書、概説書を中心に主要なものを収集する。
- (2) 政治については、日本及び外国の主要なものを収集する。中でも、政治事情は出来る限り最新のものを収集する。
- (3) 法律については、日本に関するものを中心に収集する。解説書は実用的価値が高く、最新のものを収集する。
- (4) 経済・財政については、入門書、概説書を中心に、実用的価値が高く、最新のものを収集する。
- (5) 統計資料は、信頼性の高いものを継続的に収集する。
- (6) 社会学については、入門書、概説書を中心に収集する。また、社会的関心の高いものを広く収集する。
- (7) 教育については、入門書、概説書を中心に収集する。また、社会教育および家庭教育に関するものも収集する。
- (8) 学校案内は、信頼性の高いものを継続的に収集する。
- (9) 風俗習慣・民俗学については、入門書、概説書を中心に収集する。特に日本各地のものは広く収集する。
- (10) 国防・軍事については、基本的、記録的なものを収集する。

#### 1-1-5.自然科学(分類:400~499)

- (1) 自然科学については、入門書、概説書および基本的な理論書を中心に収集する。
- (2) 医学・薬学は、入門書、基本的な概説書および家庭医学の実用書を収集する。

#### 1-1-6.技術(分類:500~599)

- (1) 技術工学については、入門書、概説書を中心に収集する。
- (2) 環境・通信工学・情報工学は、最新のものを広く収集する。
- (3) 家政学は、入門書、基本的な概説書および実用書を広く収集する。ただし、必要以上には収集しない。

#### 1-1-7.産業(分類:600~699)

- (1) 産業については、入門書、概説書を中心に収集する。
- (2) 園芸・動物飼育・観光は、入門書、概説書および実用書を広く収集する。

#### 1-1-8.芸術(分類:700~799)

- (1) 芸術については、鑑賞入門、概説書、基礎的な理論書、実技指導書を収集する。
- (2) タレントの写真集は原則として収集しない。
- (3) 漫画は、一般的に評価されているものを十分に検討し収集する。
- (4) 楽譜は、クラシック曲の主要な作曲家の作品または実用的なものを十分に検討し収集する。冊子体になっているものを収集し、一枚ものの楽譜は収集しない。
- (5) スポーツ・諸芸・娯楽は、入門書、概説書、実技指導書、規則及び記録に関する資料を収集する。ただし、コンピュータゲームの攻略本は収集しない。

### 1-1-9.言語(分類:800~899)

- (1) 言語については、入門書、概説書、実用書、会話テキスト及び定評のある辞典を包括的に収集する。

### 1-1-10.文学(分類:900~999)

- (1) 文学理論・文学史については、入門書、概説書を中心に収集する。
- (2) 文学作品については、文学史上著名な作品や作家のものや、主要な文学賞を受賞した作品を中心に広く収集する。また、現代文学作品については、一般的関心の高い作品や作家のものを中心に収集する。
- (3) 文学全集については、包括的な作品集、古典作品、文学史上著名な作家のものを広く収集する。
- (4) 古典や外国文学で訳者が異なる場合は、別の資料として扱う。
- (5) 青少年向けの文庫シリーズ(ティーンズ文庫)については内容を十分に検討し収集する。ただし、内容や挿絵の性的描写が著しいものは、収集をしない。特に、次にあげるティーンズ文庫に関しては収集をしない。

「角川ルビー文庫」角川書店／「二見シャレード文庫」二見書房／「クリスタル文庫」光風社出版・成美堂出版

## 1-2. 児童書

- (1) 児童書は、子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料や、豊かなことばと想像力を育み知識を広げることができる資料の収集を心掛ける。
- (2) 長期間にわたり高く評価されている資料は、基本的な資料としてより多くの利用者に提供できるように収集する。必要であれば複本を購入する。
- (3) 小中学校の学習活動や、地域読書団体活動を支援するために必要な資料を収集する。

### 1-2-1. 学習書・知識の本(分類:000~899)

- (1) 子どもの知識欲を呼び起こし、発達段階に配慮した、内容が正確で分かりやすい資料を収集する。
- (2) 調べ学習に対応できる資料を積極的に収集する。
- (3) 最新の情報が掲載されている資料の収集に努める。

### 1-2-2. 文学(分類:900~999)

- (1) 想像力を豊かにし、視野を広げることができる作品を中心に、幅広く収集する。
- (2) 評価の定まった作品の収集に努める。
- (3) 子どもに支持されている作家による作品の収集に関しては、内容を十分に検討する。
- (4) 全国各地の昔話・伝説は、伝承に忠実な再話であるものを中心に収集する。

### 1-2-3. 絵本(分類:E)

- (1) 子どもの知的・情緒的経験を広げ、想像力を養う作品を中心に、幅広く収集する。
- (2) 評価の定まった作品の収集に努める。
- (3) 大型絵本の収集については、幅広く利用が見込まれる資料を十分に検討する。
- (4) とびだす絵本やしかけ絵本など、耐久性に欠けるものは原則として収集しない。厚紙絵本に関しては内容を十分に検討し収集する。

#### 1-2-4. 紙芝居(分類:C)

- (1) 紙芝居の特性を活かした資料を収集する。

#### 1-3. 参考資料(別置記号:R)

- (1) 各分野の調査研究に役立つ資料を体系的に収集する。
- (2) 事典類は、正確な知識、情報で定評のあるものを収集する。
- (3) 年鑑・白書類は、主に大森図書館で、各分野の基本的なものを継続的に収集する。
- (4) 人名録・職員録等は、社会的に定評のあるものを収集する。
- (5) 最新の情報が掲載されている資料の収集に努める。

#### 1-4. 外国語資料(別置記号:Y)

- (1) 各館の利用状況により、必要と思われる言語の資料収集に努める。
- (2) 文学を中心に、教養や娯楽等に資するため、幅広い分野の資料を収集する。

### 2. 逐次刊行物

#### 2-1. 新聞

- (1) 新聞は、主要な全国紙及び地方紙を中心に、児童・青少年対象のもの及び外国語のものも含めて収集する。

#### 2-2. 雑誌

- (1) 雑誌は、各分野における基本的な雑誌を中心に収集する。ただし、漫画雑誌は原則として収集しない。
- (2) できるだけ幅広い分野の雑誌を収集するため、市内全図書館で分担して収集する。各館の分担は、年度単位で検討し、継続的な収集を図る。

### 3. 官公庁出版物

- (1) 政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。
- (2) 地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要性の高いものを収集する。

### 4. 地域・行政資料(別置記号:Z・I)

- (1) 印西市に関する資料は、図書に限らず新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等、形態に関わらず可能な限り収集する。
- (2) 千葉ニュータウンや印西市周辺の湖沼河川に関する資料は、内容が印西市に関するものでなくても積極的に収集する。
- (3) 千葉県内に関する資料は、基本的資料、歴史的資料及び印西市に関係ある資料を中心に収集し、印西市に直接関係ない場合についても収集に努める。
- (4) 印西市出身者及び在住者の著作物は、内容が印西市に関するものでなくても積極的に収集する。
- (5) 1枚ものの地図に関しては、利用者の調査・研究に資するため、印西市を中心に様々な時代のものを積極的に収集する。

## 5.視聴覚資料

- (1) 映像資料・録音資料は、各ジャンルにおける主要な作品、社会的・教育的・記録的価値の高いもの、普遍性のあるものを中心に収集する。
- (2) 評価の定まった古典的作品・権威ある賞の受賞作品に留意して収集する。

## 6.複製絵画

評価の定まった歴史的絵画の複製を、作家や国、時代的な偏りがないよう留意して収集する。

## 7.電子資料

- (1) 利用者の調査・研究に資するため、マイクロフィルムやCD-ROM等を収集する。
- (2) 利用者の調査・研究に資するため、インターネット上のオンラインデータベースを活用する。

## 8.障害者用資料

- (1) 一般の資料を利用することが困難な利用者に供するため、録音図書、点字図書及び大活字本等を収集する。
- (2) 大活字本や録音図書は、図書や視聴覚資料の選定基準に反しない限り、視力に関係なくより多くの利用者が同等に利用できるよう、積極的な収集に努める。

この基準は平成 22 年 3 月 23 日から施行する。